



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 8 月 21 日 (月 曜 日) 第 434 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定 (") 1	
○道路の区域の変更 (2件) (道路保全課) 1	
○道路の供用の開始 (") 2	
公 告	
○採石業務管理者試験の実施 (企業振興課) 2	
○県営土地改良事業に係る換地処分 (農村整備課) 2	

○まいわしに関する令和5管理年度における知事 管理漁獲可能量の変更 (漁業管理課) 2
○公共測量の実施の通知 (5件) (管理課) 2
○公共測量の終了の通知 (") 3
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 指 示
○漁業法に基づく指示 (2件) (") 3
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 指 示
○漁業法に基づく指示 (2件) (") 4
正 誤
○令和5年3月30日付け県公報 (第394号) 中 (") 5

告 示

宮崎県告示第 603号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
調剤薬局日研	都城市上町12-28	令和5年5月31日

宮崎県告示第 604号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
調剤薬局日研	都城市上町12街区28号	令和5年6月1日
訪問看護ステーション Calm 日向	日向市大字日知屋4726-3前畑コーソクテナント1階中央	令和5年7月1日

宮崎県告示第 605号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年8月21日から同年9月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
142	県道	上椎葉湯前線	東臼杵郡椎葉村大字不田野野長尾谷1618番1	旧	19.8~43.8	69.0
			08地先から同郡同村同大字同字1618番7地先まで	新	32.3~44.4	

宮崎県告示第 606号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年8月21日から同年9月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
215	県道	板上曾	延岡市北方	旧	7.3~	55.0

	木線	町板下字瀬ノ猿渡戊 344番3地先から同市同町板下同字戊 352番1地先まで	新	12.7 7.3~ 11.8	55.0
--	----	--	---	----------------------	------

宮崎県告示第 607号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年8月21日から同年9月4日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	板上曾木線	延岡市北方町板下字瀬ノ猿渡戊 344番3地先から同市同町板下同字戊 352番1地先まで	令和5年8月21日

公 告

採石法（昭和25年法律第 291号）第32条の13第1項の規定により、第52回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和5年8月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 試験の日時
令和5年10月13日（金曜日）午前10時から正午まで
- 試験の場所
宮崎県庁附属棟 301号室
- 受験願書の受付期間
令和5年9月1日（金曜日）から9月15日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。
なお、郵送の場合は、9月15日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 受験願書の提出先
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県商工観光労働部企業振興課
- 受験願書の提出方法
郵送又は持参
- 受験手数料
8,100円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他
(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部企業振興課において配布

する。

郵送を希望する場合は、返信用封筒（21センチ5ミリ×30センチ以上）に切手を貼り、宛先明記の上、請求すること。

なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。

- 詳細については、宮崎県商工観光労働部企業振興課（電話0985（26）7095）に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、塩屋原地区2換地区県宮土土地改良事業（串間市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

令和5年8月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、まいわしに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を令和5年8月3日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年8月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

まいわしに関する令和5管理年度（令和5年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数 量
宮崎県まいわしまき網漁業	3,691トン
宮崎県その他のまいわし漁業	現行水準

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県森林経営課長から次のとおり通知があった。

令和5年8月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 作業地域
宮崎県日南市
- 作業期間
令和5年8月14日から令和5年12月22日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年8月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 作業の種類
公共測量（路線測量）
- 作業地域
宮崎県小林市野尻町三ヶ野山

3 作業期間

令和 5 年 7 月 24 日から令和 6 年 3 月 29 日まで

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 5 年 8 月 21 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量 (路線測量)

2 作業地域

宮崎県小林市野尻町三ヶ野山

3 作業期間

令和 5 年 7 月 24 日から令和 6 年 3 月 29 日まで

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 5 年 8 月 21 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量 (用地測量)

2 作業地域

宮崎県小林市北西方

3 作業期間

令和 5 年 7 月 25 日から令和 5 年 10 月 29 日まで

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 5 年 8 月 21 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量 (路線測量)

2 作業地域

宮崎県小林市細野

3 作業期間

令和 5 年 7 月 25 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、宮崎県児湯農林振興局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和 5 年 8 月 21 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 作業の種類

公共測量 (境界測量)

2 作業地域

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江

宮崎県児湯郡木城町大字椎木

3 作業終了日

令和 5 年 7 月 31 日

海区漁業調整委員会指示

宮崎海区漁業調整委員会指示第 141 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 21 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉田照豊

宮崎県串間市地先海面の養殖場の区第 20 号 (管理番号: 20-1、20-2 号) の区域において、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

1 禁止区域 (経緯度はいずれも世界測地系の経緯度)

(1) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた串間市大字南方ビンダレ島地先の区第 20 号 (管理番号 20-1 A、20-1 B 号) の区域

ア 基点第 149 号から 147 度 22 分 1.146 メートルの点

(北緯 31 度 26 分 2.048 秒、東経 131 度 13 分 16.897 秒の点)

イ 基点第 149 号から 176 度 17 分 1.532 メートルの点

(北緯 31 度 25 分 43.778 秒、東経 131 度 12 分 57.212 秒の点)

ウ 基点第 149 号から 190 度 29 分 1.245 メートルの点

(北緯 31 度 25 分 53.688 秒、東経 131 度 12 分 44.895 秒の点)

エ 基点第 149 号から 199 度 3 分 1.356 メートルの点

(北緯 31 度 25 分 51.834 秒、東経 131 度 12 分 36.709 秒の点)

オ 基点第 149 号から 215 度 9 分 1.229 メートルの点

(北緯 31 度 26 分 0.840 秒、東経 131 度 12 分 26.694 秒の点)

カ 基点第 149 号から 203 度 13 分 345 メートルの点

(北緯 31 度 26 分 23.139 秒、東経 131 度 12 分 48.390 秒の点)

基点第 149 号の位置は次のとおり

基点第 149 号 串間市大字南方金谷に設置した標柱

(2) 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び点アの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた串間市大字南方ビンダレ島沖合の区第 20 号 (管理番号 20-2 号) の区域

ア 基点第 150 号から 272 度 7 分 2.540 メートルの点

(北緯 31 度 25 分 5.970 秒、東経 131 度 12 分 44.831 秒の点)

イ 基点第 150 号から 255 度 7 分 3.494 メートルの点

(北緯 31 度 24 分 33.834 秒、東経 131 度 12 分 13.012 秒の点)

ウ 基点第 150 号から 234 度 29 分 2.937 メートルの点

(北緯 31 度 24 分 7.511 秒、東経 131 度 12 分 50.291 秒の点)

エ 基点第 150 号から 242 度 38 分 1.999 メートルの点

(北緯 31 度 24 分 33.037 秒、東経 131 度 13 分 13.644 秒の点)

オ 基点第 150 号から 250 度 30 分 2.115 メートルの点

(北緯 31 度 24 分 39.964 秒、東経 131 度 13 分 5.391 秒の点)

カ 基点第 150 号から 255 度 7 分 1.912 メートルの点

(北緯 31 度 24 分 46.933 秒、東経 131 度 13 分 10.929 秒の点)

基点第 150 号の位置は次のとおり

基点第 150 号 串間市大字崎田防波堤に設置した標柱

2 禁止期間

令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

宮崎海区漁業調整委員会指示第 142 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 120 条第 1 項の規定により、延縄を使用したアマダイ類の採捕について、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 21 日

宮崎海区漁業調整委員会会長 吉田照豊

(届出)

1 宮崎県沖合水深 100～200m でアマダイ類及びキダイを主漁獲物とする延縄漁業 (以下「あまだい延縄漁業」という。) を営も

うとする者は、宮崎海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が定める届出書に使用する動力漁船の登録票の写しを添え、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に届け出なければならない。

（遵守事項）

- あまだい延縄漁業の届出を行う者は、下表のとおり、操業を行うおとする海域ごとに策定される、あまだい延縄漁業の地区資源管理計画に参加しなければならない。

操業海域	地区資源管理計画
延岡市～日向市の沖合	宮崎北部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
都農町～宮崎市の沖合	宮崎中部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画
日南市～串間市の沖合	宮崎南部地区におけるあまだい延縄漁業の資源管理計画

（漁獲量の上限）

- あまだい延縄漁業で令和5年漁期（令和5年10月から令和6年9月まで）に採捕できるアマダイ類の漁獲量の上限は、以下のとおりとする。

漁期	地区毎の漁獲量の上限（属人漁獲量）			県留保量	合計
	県北部 （延岡市～日向市管内の漁業協同組合）	県中部 （都農町～宮崎市管内の漁業協同組合）	県南部 （日南市～串間市管内の漁業協同組合）		
令和5年	0.4トン	4.5トン	12.1トン	0.5トン	17.5トン

（漁獲成績報告書）

- 届出を行った者は、委員会が別に定める方法により、漁獲成績報告書を、所属する漁業協同組合を経由して、委員会に提出しなければならない。
- （採捕抑制の要請）
- 委員会は、3に定めるアマダイ類の漁獲量の上限を超過し、若しくは超過する恐れがある場合は、あまだい延縄漁業の届出を行った者に対し、別に定める方法により、アマダイ類の採捕の抑制を求めることができるものとする。
- あまだい延縄漁業の届出を行った者は、委員会が5によりアマダイ類の採捕抑制を求めた場合、その要請に従わなければならない。

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 165号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第

4 項の規定により、内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和5年8月21日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田代 一洋
（定義）

- この指示において「やな」とは、竹、石、木等を利用し、さく河魚類（あゆを含む。）の通路を遮断して水産動植物を採捕する漁具漁法で、遮断部である堰と魚捕り部である棚（以下「落簀」という。）とにより構成されるものをいう。
（漁場及び統数制限）
- 内水面共同漁業権第 4 号の漁場の区域におけるあゆの採捕を目的とするやな漁業（以下「あゆやな漁業」という。）を操業できる漁場は、次に掲げる漁場で 1 統とする。
延岡市大貫町 大貫地先
（行使内容の事前届出）
- 漁業権者は、操業開始日の 5 日前までに、あゆやな漁業の行使予定内容を宮崎県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。
（操業期間）
- あゆやな漁業の操業期間は、令和5年10月1日から令和5年12月3日までの間の延べ45日以内とする。
（採捕管理義務）
- 漁業権者は、操業期間中、あゆやな漁業における採捕状況を確認し、採捕があった場合は、採捕があった日の翌日までに採捕実績を委員会に報告しなければならない。なお、採捕がない場合であっても、少なくとも10日ごとに確認状況を報告しなければならない。また、操業期間終了後は速やかに操業期間中の採捕実績をとりまとめて、委員会に報告しなければならない。
（増殖義務）
- 漁業権者は、1 統あたり 1,000kg（500kgは必須、残りは努力義務）のあゆを放流しなければならない。
なお、放流サイズは、あゆ種苗 1 尾当たり 3 グラムから 10 グラムとする。
（実績報告等）
- 漁業権者は、令和6年6月30日までに本指示に基づくあゆの放流に関する実績報告書及び漁業権行使料の積算内訳書を提出しなければならない。
（指示の有効期間）
- この指示の有効期間は、令和5年8月21日から令和6年6月30日までとする。

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 166号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、内水面におけるかごを使用しての水産動物の採捕について、次のとおり指示する。

令和5年8月21日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田代 一洋

- かごの使用制限
使用できるかごの数は、1 人 3 個以内とする。
- 採捕禁止期間
毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 12 月 1 日から 12 月 31 日まで
- 採捕時間
日没から日の出まで

4 指示の適用除外

次に掲げる場合は、この指示は適用しない。

ア 宮崎県漁業調整規則（令和2年宮崎県規則第51号）第48条第1項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で使用する場合

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項の規定により指定された水産動物（魚類）の駆除のため宮崎県内水面漁場管理委員会の承認を受け使用する場合

5 指示の有効期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

正 誤

令和5年3月30日付け県公報（第394号）中

ページ	段	行	誤	正
18	左	17	都城都市計画下水道事業	都城広域都市計画下水道事業
18	左	24	都城都市計画下水道事業	都城広域都市計画下水道事業

--	--